

公益財団法人ノバルティス科学振興財団  
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ノバルティス科学振興財団定款第19条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは区分されるものとする。

(報酬等の支払い)

第3条 この法人の役員及び評議員に対して、理事会又は評議員会に出席した都度、報酬として一日1回4万円（税込額とする。以下同じ。）を支払うことができる。

- 2 監事に対して、この法人の監査業務又はこれに準ずる業務を行った都度、一日1回3万円を支払うことができる。
- 3 代表理事に対して、月額20万円を限度として報酬を支払うことができる。
- 4 評議員長に対して、年額20万円を限度として報酬を支払うことができる。
- 5 報酬は、振込又は現金で支給する。
- 6 役員及び評議員に対し、賞与及び退職手当は支給しない。
- 7 役員及び評議員は、報酬等の受取を辞退することができる。

(費用)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって支出し又は負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する

る法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

附 則 この規程は、この法人が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。